

高知大学学生総合支援センター特別修学支援室規則

平成 27 年 3 月 25 日
規 則 第 133 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学学生総合支援センター規則第 12 条の規定に基づき、高知大学学生総合支援センター特別修学支援室（以下「支援室」という。）関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 支援室は、各学部、土佐さきがけプログラム及び研究科各専攻と連携し、修学上支援を必要とする学生への支援（以下「特別修学支援」という。）の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規則において、修学上支援を必要とする学生とは、身体障害、精神障害、発達障害及びその他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により、本学において修学上その必要性が認められた者をいう。

(業務)

第 4 条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 特別修学支援に関する情報発信に関すること。
- (2) 修学上支援を必要とする学生の受入れに関する入学前相談及び個々具体の方針の策定に関すること。
- (3) 修学上支援を必要とする学生への修学相談及び修学支援に関すること。
- (4) 特別修学支援に関わるボランティア等の養成及び活動の支援に関すること。
- (5) 特別修学支援に関わる関連機関との連携に関すること。
- (6) 特別修学支援に関する調査・研究及び支援教材の開発に関すること。
- (7) 特別修学支援に関する啓発活動の企画開発と実施に関すること。
- (8) 学生の進路及び就職支援の企画開発と実施に関すること。
- (9) 施設・整備に関すること。
- (10) その他修学上支援を必要とする学生への支援に関すること。

(組織)

第 5 条 支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 支援室長
- (2) 専任担当教員
- (3) 兼務教員
- (4) その他学生総合支援センター長が必要と認めた者
(室長)

第6条 支援室に、室長を置く。

- 2 室長は、学生総合支援センター長が指名し、任命する。

(事務)

第7条 支援室の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、学生総合支援センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 高知大学総合教育センター修学支援部門特別修学支援室規則（平成25年規則第19号）は、廃止する。